

## スペイン

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘴託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付 ) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘴託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4箇月	12箇月	先例なし
VI 大使、総領事の管轄区域	在スペイン日本国大使  在バルセロナ日本国総領事	在バルセロナ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地 域  バルセロナ県、ヘロナ(ヘローナ、ジローナ、Gerona及び Girona)県、レリダ県、タラゴナ県、カステリヨン県、バ レンシア県、アリカンテ県、バレアレス県	
VII 中央当局	名 称 Subdirección General de Cooperación Jurídica Internacional Ministerio de Justicia 所在地 c/San Bernardo N°62, 28071 MADRID, Spain		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しました。実際には、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が生じることがあります。